

令和 5 年度 要検討項目の検査結果

(ダイオキシン類及び内分泌かく乱化学物質) 水質検査結果

※ 要検討項目とは、毒性が定まらないことや水道の原水・浄水中での存在量が不明等の理由から基準項目・水質管理目標設定項目に分類できない 46 項目です。

当水道事務所では、地域特性等の理由で選択した 9 項目の水質検査を実施しました。

内分泌かく乱化学物質

	項目	目標値 mg/L	測定値 mg/L	備考
1	17-β - エストラジオール	0.00008 (暫定) 以下	0.0000008 未満	
2	エチニル - エストラジオール	0.00002 (暫定) 以下	0.0000002 未満	
16	スチレン	0.02 以下	0.0002 未満	
19	ノニルフェノール	0.3 (暫定) 以下	0.003 未満	
20	ビスフェノール A	0.1 (暫定) 以下	0.001 未満	
24	フタル酸ジ (n - ブチル)	0.01 以下	0.001 未満	
25	フタル酸ブチルベンジル	0.5 以下	0.005 未満	

ミリグラムは、1 千分の 1 グラムです。

ダイオキシン類

項目	測定値 pg/L	目標値 pg-TEQ/L	ダイオキシン類としての値 pg-TEQ/L
ポリクロロベンゾ - パラ - ジオキシン	0.19	—	0.00247
ポリクロロベンゾフラン	0.10	—	0.00106
ダイオキシン様 PCB	0.43	—	0.000216
ダイオキシン類	0.72	1 以下	0.0037

ピコグラムは、1 兆分の 1 グラムです。

『ダイオキシン類としての値と目標値』は、ポリクロロベンゾ - パラ - ジオキシン、ポリクロロベンゾフラン、ダイオキシン様 PCB の測定値を 2,3,7,8-トリクロロジオキサンに換算した値、毒性等量の合算値で単位は、1 リットル中の量 (ピコグラム - 毒性等量) です。

有機フッ素化合物 1 リットル当たりのナノグラム数

採水地点	PFHxS	検査回数
第 1 水源	5 未満 (0.19)	1
第 2 水源 1 号井	5 未満 (0.08)	
第 2 水源 2 号井	5 未満 (0.12)	
第 3 水源	5 未満 (0.19)	

ナノグラムは、10 億分の 1 グラムです。

PFHxS は、ペルフルオロヘキサンスルホン酸です。

有機フッ素化合物 (PFHxS) は、PFOS・PFOA の代替品として泡消火剤や電子機器及び半導体の製造などに使用されています。各国が水道の水質に関する規制や基準を設定する上で基礎としている世界保健機関 (WHO) に基準値等がなく、日本においても目標値等の設定はされていません。